平成２１年（フ）第５２１号
愛知県豊田市宮上町５丁目13番地１　メゾンセラータＡＯＫＩ―101号
債務者　梅村　理恵
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５３号
愛知県刈谷市下重原町３丁目120番地　刈谷市養護老人ホーム
債務者　武田奈美江
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５８号
愛知県豊田市美里１丁目11番地９　豊田パライソ美里Ｔ―102号
債務者　安藤　孝志
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６２号
愛知県安城市大山町２丁目４番地９　パークサイドⅡＡ―204
債務者　弓弦　利信
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
岡山市北区天瀬７番11号　鳥山アパート１―Ｂ、住民票上の住所岡山市北区旭本町８番25号　佐藤方
債務者　中村　宏二
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６２号
岡山市東区西大寺上３丁目１番６―608号
債務者　福江　健兒
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５７６号
岡山県玉野市田井３丁目28番５号
債務者　山門　健児
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８９２号
横浜市緑区新治町102番地　ジュネス十日市場Ｂ―103
債務者　渡辺　芳子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１４号
岡山県津山市河辺923番地１
債務者　山下　健志
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１７３２号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港３号棟502号室
債務者　角田　安代
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６６号
東京都東久留米市柳窪３丁目２番37号ダイアマンション502
債務者　吉良　智之
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３６０号
青森市大字駒込字見吉166番地１　木村方
債務者　三上　大介
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
青森市自由ヶ丘１丁目16番地10
債務者　佐藤　洋輔
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
青森市自由ヶ丘１丁目16番地10
債務者　佐藤和賀子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０６号
青森県むつ市川内町田野沢169番地36
債務者　谷川　俊之
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係